５魚秘第４号　市報うおぬま・市報うおぬまお知らせ版印刷製本仕様書

１　**契約名**　市報うおぬま・市報うおぬまお知らせ版印刷製本

２　**契約期間**　契約締結の日から令和６年３月３１日まで

３　**発行月及び発行回数**

(1) 市報うおぬま　毎月１０日（発行日が土曜・日曜・祝日の場合、前の平日とする。）

(2) お知らせ版　　毎月２５日（発行日が土曜・日曜・祝日の場合、前の平日とする。）

(3) 令和５年５月から令和６年３月まで、市報うおぬま１１回・お知らせ版１１回発行

４　**発行部数**

(1) 市報うおぬま　毎回 １３，９００部

(2) お知らせ版　　毎回 １３，７００部

５　**規格等**

(1) 版　　型　　市報うおぬま、お知らせ版ともに、Ａ４版 （２９７㎜×２１０㎜)右綴じ用２穴入りとする。

(2) ページ数

①市報うおぬま　　原則２４ページとするが、必要に応じ増減する。

②お知らせ版　　原則１０ページとするが、必要に応じ増減する。

(3) 用　　紙

市報うおぬま、お知らせ版ともに、Ａ４（４４．５ｋｇ）つや消しコート紙と同程度のグリーン購入法に適合する再生紙とする。ただし、グリーン購入法に適合する再生紙を納入することが困難な場合には、発注者の了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

(4) 印　　刷

①市報うおぬま　　オフセット印刷（ＰＳ版使用)、原則毎回４ページを４色刷りとし、その他のページは白地に黒文字刷りとする。

②お知らせ版　　オフセット印刷（ＰＳ版使用)、白地に黒文字刷りとする。

(5) 封　　入

①市報うおぬま　　毎回１３，９００部発行のうち、２００部をＯＰＰ（二軸延伸ポリプロピレンの厚さ０．０３ｍｍ）使用のフタ付き（テープ付き）Ａ４版透明封筒に封入し、宛名シールを添付する。

②お知らせ版　　毎回１３，７００部発行のうち、１００部をＯＰＰ（二軸延伸ポリプロピレンの厚さ０．０３ｍｍ）使用のフタ付き（テープ付き）Ａ４版透明封筒に封入し、宛名シールを添付する。

※宛名シールは、発注者側が印刷し受注者に提供する。

(6) 納　　品

①市報うおぬま　　毎月発行日の２日前、午後４時までに地区別に区分け、指定した配付内訳表を添付し、梱包した状態で、発注者の指示した場所に納品する(納品日が土曜・日曜・祝日の場合、前の平日とする。)。

②お知らせ版　　毎月発行日の２日前、午後４時までに地区別に区分け、指定した配付内訳表を添付し、梱包した状態で、発注者の指示した場所に納品する(納品

日が土曜・日曜・祝日の場合、前の平日とする。)。

６　原稿等

(1) 入稿時期

①市報うおぬま　　発行日の６日前（土曜・日曜・祝日を除く）の午前９時までに受注者に渡すことを原則とする。

②お知らせ版　　発行日の５日前（土曜・日曜・祝日を除く）の午前９時までに受注者に渡すことを原則とする。

(2) 入稿物品

①編集を完了した InDesignCC2023 の形式データとプリントアウトした原稿

②グラフ、図表、イラスト類のデータ

※グラフ、図表、イラスト類については、発注者から制作依頼する場合がある。この場合は、別途料金を支払う。

③電子画像データ

※レイアウトデータ上には、解像度 72dpi 程度の仮画像を配置してある場合もある。

※印刷画像は原則発注者側が取込むものとする。受注者側に取込みを依頼する場合は、別途料金を支払う。

④①及び②のデータは大容量ファイル送信サービス等で、安全性を確認したメディア渡しとする。

(3) 使用機種　　入稿データに対応できる機種　Windows 10 以降 OS 搭載のパソコン

(4) ｿﾌﾄｳｪｱ等　①InDesignCC2023　　レイアウト、文字データ作成用

②IllustratorCC2023　　グラフ、図表、イラスト類データ作成用

③PhotoshopCC2023　　写真類データ取込用、イラスト類データ作成用

(5) フォント　　フォントワークス LETS を使用する。

(6) 校　　正　　①校正は、１回とする。

②入稿後、発注者から作業指示のあった作業が完了後に紙媒体印刷物を提供する。

(7) 修　　正　　①入稿後あるいは校正後に修正が出た場合は、原則として発注者が速やかに対応する。

②発注者が受注者に修正を依頼する場合、協議し対応する。この場合は、別途料金を支払う。

③写真の差替え・修正、タイトル文字の修正、本文の修正ほか、入稿後に発生した全ての作業について協議する。

７　条　件

(1) 発注者が制作した入稿データに対応できる設備と機器を有する。

(2) 短期間の印刷が可能な製版・印刷設備を備えていること。

(3)「市報うおぬま」・市報うおぬま「お知らせ版」制作にかかる作業を市内の自社で行うことができ、掲載内容を第三者に知られないよう細心の注意を払うこと。ただし、特殊な作業で外注が必要な場合は、発注者と協議する。

(4) 市が指定した配付数等にかかる事柄については、他への使用を禁止する。